

令和6年度保健事業推進医療費分析事業（保健事業支援）委託仕様書

1 委託業務名称

令和6年度保健事業推進医療費分析事業（保健事業支援）

2 事業目的

市町村は、被保険者の健康の保持増進を図るため、データヘルス計画に基づき、健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って効果的・効率的な保健事業の実施を図っている。本事業は、この取組を支援することを目的に、県全体・市町村の医療費等の分析により健康課題を見える化・構造化した分析結果の提示、市町村が策定したデータヘルス計画の集約や意見聴取による県全体の保健事業にかかる現状と課題の分析、保健事業に従事する職員の質の向上に資する研修会を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

（1）全市町村を対象とした医療費分析

① 基本方針

ア 受託者は、愛知県が提供するデータに基づき全市町村を対象とした分析を実施する。ただし、愛知県が提供できないデータを要する場合は、必要に応じて外部のデータを収集し使用できるものとする。その際には、データの収集元等が信頼に足るものであるかに十分注意すること。なお、分析方法は、第三者の技術を侵害しない、又は侵害する恐れがないものとし、本委託業務が停滞することがないよう留意すること。また、データを収集する場合に発生する一切の費用は、本契約の契約金額に含める。

イ 市町村や愛知県国民健康保険団体連合会による既存の健康・医療情報に係るデータ分析とは異なる観点も含めて、県内の市町村間での差異や地域ごとの傾向に基づく新たな知見を提示し、市町村の保健事業の推進に資する分析を行うこと。

② 愛知県から提供できるデータ

ア 愛知県内市町村国民健康保険被保険者に係る下記データ

- ・ 医科、歯科、調剤、DPCに係るオンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件使用に基づくデータ5年分（令和元年度から令和5年度まで）（匿名化処理後）
- ・ 特定健診等データ管理システムから作成されるデータ4年分（令和元年度から令和4年度まで）

（FKAC131※、FKAC163、FKAC164、FKAC165、FKAC167）※匿名化処理

- ・ 特定健診等被保険者データ（直近分）（KD_IF015）
- ・ 国保データベースシステムから作成されるデータ（地域の全体像の把握、健診・医療・介護データからみる地域の健康課題、市町村別データ、健康スコアリングレポート。その他必要なデータについては、別途愛知県と調整するものとする。）

イ 愛知県内市町村後期高齢者医療制度被保険者に係る下記データ

- ・ 医科、歯科、調剤、DPCに係るオンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件使用に基づくデータ5年分（令和元年度から令和5年度まで、匿名化処理）
- ・ 特定健診等被保険者データ（直近分）（JKA23M0010101）匿名化処理

ウ 市町村国保別の後発医薬品の使用割合

- ・ 令和5年3月診療分及び令和5年9月診療分

エ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率（保険者別）

③ データの分析

国民健康保険及び後期高齢者医療のレセプトデータ等を活用し県全体、市区町村別、二次医療圏別、医療機関別、経年比較、性別及び年齢構成別等に着目した分析を行うこと。（分析項目の一例は、【参考：分析項目例】のとおり。）

④ 分析結果の活用方法の提案

分析結果に基づき、県内市町村における保健事業の展開、健康課題を解決する効果の高い手法の提案を行うこと。

⑤ 分析結果報告書の作成

分析結果をもとに、分析結果報告書を作成すること。報告書の作成に当たっては

以下の点を遵守すること。

- ア 分析で得られた内容を、市町村ごとに視覚的に把握できる図表等を交えて作成すること。
- イ 分析結果から導かれる愛知県の各地域や各市町村の健康課題や取り組むべき施策について掲載すること。
- ウ 内容については、事前に愛知県の確認を受けること。
- エ 報告書は、冊子形式とし、県全体版を 80 部、県内各市町村別版及び名古屋市行政
政区別版を各 4 部作成すること。

⑥ 報告書の送付

ア 作成した報告書の冊子を、以下のとおり送付すること。

- ・ 県全体版：県内市町村へ各 1 部、県所管保健所へ各 1 部、愛知県へ残り部数
- ・ 県内各市町村別版：県内市町村へ各市町村分を各 2 部、県所管保健所へ管轄区
域内市町村分を各 1 部、愛知県へ残り部数
- ・ 名古屋市行政区別版：名古屋市へ 3 部、愛知県へ残り部数

イ 報告書のデータ（PDF 形式及び Excel 等編集可能形式）を、県内市町村、県所管保健所、愛知県へ DVD 等により送付すること。

⑦ 分析結果に係る県及び市町村への説明会の実施

- ・ 作成した報告書をもとに市町村への説明会を実施すること。実施対象及び回数については、事前に愛知県と相談、確認を受ける。
- ・ 令和 7 年 3 月 25 日までに、県及び県内市町村を対象とした全体の説明会を 1 回以上、市町村への個別の説明会を 1 回以上実施すること。
- ・ 個別の説明会は、分析結果から取り組むことが望ましいと考えられる事業の案内を含めること。
- ・ 説明会を実施する際に発生する一切の費用は、本契約の契約金額に含めるものとする。

【分析項目例】

1. 分析の背景
2. 愛知県の特性、地域の概要

- (1) 人口構成、医療費等の全国比較等
 - (2) 県内市町村国保の被保険者の状況等（年齢構成、疾患別有病率等）
3. 市町村別及び二次医療圏別の現状分析・課題の抽出
- (1) 基礎統計（各市町村の疾病構造、疾病別医療費や一人当たり医療費等）
 - (2) 特定健康診査受診者と未受診者の医療費分析
 - (3) 特定保健指導対象者と非対象者の医療費分析
 - (4) 特定保健指導の積極的支援対象者と動機付け支援対象者での医療費分析
 - (5) 糖尿病と歯科疾患と特定健康診査の相関関係
 - (6) 歯科疾患と有病率（糖尿病以外）の相関関係
 - (7) 後発医薬品使用割合（医療機関規模別、年齢別等）
 - (8) 後発医薬品への切替えで見込まれる医療費の適正化額
 - (9) 高額レセプトの件数及び医療費
 - (10) 高額レセプトの患者傾向（疾患別、年齢別等）
 - (11) 市町村及び二次医療圏の分析結果に関する MAP 化
 - (12) 骨折・骨粗鬆症の医療費分析
 - (13) 受診行動適正化指導事業実施に係る対象者分析
 - (14) 要支援・要介護度別医療費分析
 - (15) 諸疾患（歯科疾患、糖尿病、高血圧等）と要支援・要介護度との相関関係
 - (16) 骨粗鬆症治療中断者に係る骨折リスク分析

(2) 県内市町村のデータヘルス計画及び保健事業の実態把握

① 市町村のデータヘルス計画の整理・分析

- ・ 県内市町村が策定した第3期データヘルス計画を収集し、掲載されている健康課題・評価指標・個別保健事業等について俯瞰的・経年的に把握できるよう整理する。整理した内容は、データ形式及び紙資料により愛知県へ提出し、集約結果や活用方法について説明を行うこと。
- ・ データヘルス計画は、原則各市町村ホームページから収集すること。ホームページに掲載がない場合は、市町村担当者から受領することとする。

② 県内市町村の実態把握

- ・県内市町村の第3期データヘルス計画に関する実情や課題を把握するため、県内市町村に対するヒアリング調査を実施する。
- ・ヒアリング調査は、全市町村に対し実施し、事前にアンケートを実施した上で現地又はWebでのヒアリングを1回実施することを想定しているが、より効果的に実施するための業務の流れや実施数等を提案すること。詳細は県と協議の上決定する。
- ・受託者は、ヒアリング調査に関する企画・調整や調査結果の取りまとめを行う。
- ・アンケートやヒアリング項目については、愛知県と相談した上で作成すること。調査によって、策定段階における工夫や課題、策定した計画にそった保健事業の実施状況や課題、保健事業の実施体制、データヘルス計画や保健事業に関して支援を希望すること等を把握することを想定している。
- ・ヒアリング調査の分析・評価終了後、速やかにその結果を愛知県へ提出すること。

③ 県内市町村の第3期データヘルス計画の進捗整理

- ・①②の結果から、第3期計画期間（令和6年度から令和11年度）における市町村支援について、データヘルス計画のPDCAサイクルを考慮し、年度毎に段階に応じた取組を提案すること。特に、令和8年度の間評価に向けた取組について具体的に整理する。
- ・県内市町村が第3期データヘルス計画において設定している健康課題・評価指標・個別保健事業の種類や割合、県の共通評価指標の使用割合等、傾向や現状についても分析結果を示すこと。

(3) データヘルス計画に基づく保健事業の実施・評価に関する研修会

- ・受託者は、県内市町村の保健事業担当者を対象に、データヘルス計画に基づく保健事業の効果的な実施・評価について学ぶための研修会を集合により1回以上開催する。
- ・受託者は、研修会の開催に関する事前準備・調整・研修当日の運営を行うこと。
- ・以下の項目を踏まえて、ねらいや講師選定等の企画を行うこと。講師の選定にあたっては、研修内容に関して十分な知識及び経験を有する者とする。

- 4(2)の状況を踏まえ、市町村の課題やニーズにあった内容

- データヘルス計画に基づくPDC Aサイクルに関する講義
- 各市町村計画の収集・分析結果に関する情報提供
- グループワーク、情報交換

5 情報セキュリティに関する受託者の責任

受託者は、業務の遂行に当たって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守し、必要な情報セキュリティ対策を講じること。

6 費用負担

本仕様書に特段の定めがある場合を除き、本契約の履行に必要な経費は全て本契約金額に含める。

7 支払方法

業務完了確認後、適法な請求により一括して支払う。

8 その他

- (1) 本契約に際して生じた著作権は、愛知県に帰属するものとする。
- (2) 委託業務の遂行に当たっては、愛知県と協議しながら進めること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項（仕様内容等に変更が生じた場合を含む）については、その都度、愛知県と協議の上、決定すること。
- (4) 業務上知り得た一切の情報について、愛知県の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。